

119番緊急通報

位置情報通知システムの運用を開始します

佐賀広域消防局では、平成22年4月1日から携帯電話・IP電話および固定電話等からの119番通報時に、音声通話とあわせて通報者の発信位置に関する情報が自動的に通知される統合型位置情報通知システムの運用を開始します。本システムの導入により、119番通報時に発信位置を速やかに把握することが可能になります。このことから、より早い救急車や消防車の出動につながり、救命率の向上や災害被害の軽減が期待されます。

□通知される位置情報・契約者情報

- 携帯電話の場合
 - ・携帯電話番号
 - ・位置情報（緯度・経度）
- IP電話・固定電話等の場合
 - ・電話番号
 - ・契約者住所・氏名

※IP電話は、「050」で電話番号が始まる電話サービスを除いたもの

携帯電話は機種により、GPS測位方式に対応をしているのものと、していないものがあります。くわしくは、各携帯電話事業者にご確認ください。

(※)GPS測位とは、衛星からの電波を受信して、現在の位置を測定するものです。

■問い合わせ

佐賀広域消防局 通信指令課

☎30-0111(代表)

通報時のお願い

①電話機の機能や地理的条件等により、位置情報が十分に確認できないことがありますので、119番通報時には、これまでどおり口頭で住所や目標物等をお伝え下さい。

②119番通報は、多久消防署で受信するのではなく、佐賀広域消防局(佐賀市)で受信し、番地情報をもとに、地図上で検索を行っています。通報するときは、「多久市〇〇町(大字)〇〇(行政区)△△番地」とお伝えください。

③通報を受けた後に、再確認のため消防局の指令室から折り返し電話をかけ直すことがあります。消防車や救急車が到着するまでは、電話の使用は控えてください。

④119番は、緊急通報用です。問い合わせには、使用しないでください。



住むところにお困りの離職者に

住宅手当を支給します

離職により住居の問題を抱えている方に、住宅手当(家賃の助成)を支給し、住宅の確保に向けての支援を行います。

●支給額・方法

最長6か月間(場合により3か月の延長可)、家賃の実額を住宅の貸主または管理会社に直接支払います。

支給上限額

単身世帯 2万8200円
7人未満世帯 3万7000円

●対象者

支給申請時に以下の要件すべてに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。または離職時は世帯主ではなかったが、離婚等により申請時には世帯主である方。
- ③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ次のような求職活動をする方。
 - ハローワークへの就業相談(月1回以上)および市の面接支援(月2回以上)を受けること。
 - 原則週1回以上、求人先への応募などをする。
- ④住むところを失った、または失うおそれのある方

※失うおそれのある方は、⑤および⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方

⑤原則として収入のない方

一時的な収入がある場合には、生計をひとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。

単身世帯 13万8000円
2人世帯 17万2000円
3人以上世帯 24万2000円

⑥生活をひとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である

単身世帯 50万円
複数世帯 100万円

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

○住宅手当支給の要件で、平成22年4月以降に緩和・適用される要件が含まれていますので、くわしくはお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118